

公 告

昭和42年2月1日京都市交通局公告（京都市交通局公印の印影について）の一部を次のように改正する。

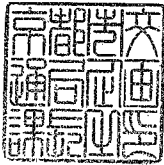
平成17年9月1日

京都市公営企業管理者

交通局長 島田 與三右衛門

第5項中第7号から第25号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 企画総務部企画課長の印



附 則

この改正公告は、公布の日から施行する。

(交通局企画総務部総務課)